

航空法施行規則の一部を改正する省令（案）について （株主名簿の記載・記録方法を定める件）

航空局監理部航空事業課
平成20年11月

1. 改正の背景

株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）の施行により、現在保管振替制度を利用している発行会社の株式は電子化され、振替制度に移行することとなる。それに伴い、外国人等の有する株式に係る株主名簿の記載・記録の方法等について定めるため、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の一部を改正する。

2. 経緯

航空法（昭和27年法律第231号）においては、本邦航空運送事業者及びその持株会社等における外国人等が占める議決権の割合を3分の1未満に制限している。

これまで航空法においては、航空会社が外国人等から直接名義書換請求を受けることを前提に、請求順に名義書換を行い、制限比率に達したところで以後の書き換えを拒否できる仕組みになっていたが、決済合理化法の施行後の振替制度の下では、名義書換は、基準日等において、振替機関（証券保管振替機構）から航空会社に対して一斉に株主の氏名等が通知（総株主通知）された際に、一括して行われることとなることから、航空法の改正により、航空会社が総株主通知を受けた場合に、外国人等が占める議決権の割合が3分の1以上とならないように、外国人等有する株式の一部に限って株主名簿に記載することができる旨の規定が設けられ、具体的な株主名簿の記載・記録方法については、国土交通省令に委任されている（航空法第120条の2）。

また、決済合理化法施行後及び移行期（決済合理化法附則に規定する施行日前日の実質株主通知時）における株式の名義書換拒否の根拠規定については、決済合理化法及び株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年政令第219号。以下「決済合理化法整備政令」という。）により所要の措置が行われたところであり、具体的な株主名簿の記載・記録方法については国土交通省令に委任されている。

【参考】

○航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第120条の2 （略）

- 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第159条第1項又は第8項の規定による通知に係る株主のうち的外国人等有する株式のすべてについて同法第160条第1項の規定により株主名簿に記載し、又

は記録することとした場合に第4条第1項第4号に該当することとなるときは、同法第160条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第4号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）（抄）

附 則

第4条 航空法（昭和27年法律第231号）第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者及び同項に規定するその持株会社等は、改正法附則第3条第2項の規定による通知に係る実質株主のうちの航空法第120条の2第1項に規定する外国人等が旧保振法第30条第1項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第3条第4項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に航空法第4条第1項第4号に該当することとなるときは、改正法附則第3条第4項の規定にかかわらず、同号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

3. 改正の概要

（1）株主名簿の記載・記録方法について

航空法における外国人等の有する株式に係る株主名簿の記録・記載方法は、以下のとおりとする。

- ① 外国人等の有する株式については、前期の株主名簿に記録・記載されているものと、今期の通知に係るものを比較し、その者ごとにいずれか少ない方を記載・記録する。ただし、それにより外資規制上限を超える場合は、当該いずれか少ない方の株式で、一株（単元株式数を定款により定めている場合は一単元株）単位で按分し、なお残余がある場合は、一株（一単元株）単位の抽選とする。
- ② ①によってもなお外資規制上限に満たない場合は、①において書換が行われなかったもの（今期の新規・追加取得分）について、一株（一単元株）単位で按分し、なお残余がある場合は、一株（一単元株）単位の抽せんとする。

（2）移行期における株主名簿の記載・記録方法について

決済合理化法の施行日前日の実質株主の通知に係る株主名簿の記録・記載方法は、国土交通省令に委任されている（決済合理化法整備省政令附則第4条）ことから、決済合理化法施行後における株主名簿の記録・記載方法にならぬ規定することとする（株主名簿に記載・記録されていても、特別口座を利用する者は省令の対象外）。

4. 施行日

決済合理化法の施行の日（平成21年1月予定）から施行する。